【報道発表】

障害者相談支援事業等委託事業の消費税法上の取扱いについて

令和５年12月15日
美郷町健康福祉課（問合せ：石田）
TEL　0855-75-1932

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」）を根拠として実施している障害者相談支援事業等の委託事業について、確認したところ、消費税の誤った取扱いが判明しました。

１　事実の概要

・障害者総合支援法第77条第1項第3号を根拠に、市町村は地域生活支援事業である障害者相談支援事業を行うこととされており、美郷町では、社会福祉法人に委託し事業を実施
・社会福祉法に基づく社会福祉事業は消費税は非課税とされていることから、当該事業についても同法に基づく社会福祉事業に該当し、消費税は非課税と認識し、委託をしていたもの

２　誤認の判明経緯

・令和５年10月４日付け、こども家庭庁・厚生労働省発出の事務連絡「障害者相談支援事業等に係る社会福祉法上の取扱い等について」により、「障害者総合支援法第77条及び第78条を根拠として市町村が行う障害者相談支援事業等については、社会福祉法第2条第2項及び第3項で規定する社会福祉事業に該当せず、消費税関係法令上、他に非課税とする旨の規定もないことから、消費税の課税対象であること」が示された
・このため、当該事業に係る消費税の取扱いについて確認するため所轄の税務署に照会。当該税務署で確認し、この度「当該事業については消費税の課税対象」と回答があり、誤認が判明

３　対象法人と影響額（試算）

（対象法人）　１法人
（影響額）　消費税３１０千円（平成30年度～令和４年度分）
なお、上記に係る延滞税等相当額は受託事業者の修正申告により確定するため未定

４　対応

・受託法人に事情を説明し、平成30年度から令和４年度分として納付すべきであった消費税等に延滞税等を加えた額を算定し修正申告するよう依頼
・町から受託法人に支払うべきであった上記期間の委託料に係る消費税・延滞税相当額を町から支出する方向で検討。なお、当該所要額については現行予算で対応予定

５　再発防止

消費税の非課税特例等の該当の有無について、あらためて関係法令、根拠等の確認の徹底